

令和4年度「唐津くんちの曳山行事」 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

基本方針

本ガイドラインは、国や県より出される方針及び新型コロナウイルス感染拡大予防の提言等を踏まえ、今後の感染状況を注視しつつ、できる限り感染リスクを低減する対策を講じることにより、ユネスコ無形文化遺産に登録された唐津を代表する祭りである「唐津くんちの曳山行事」の開催に向けて取り組んでいくもの。

会 期 令和4年11月2日（水）から令和4年11月4日（金）まで

1 基本的な感染対策

佐賀県による「イベント開催の考え方について」および「イベント開催等における必要な感染防止策」に基づき以下の項目を遵守する。

（1）飛沫の抑制

適切なマスクの着用を行う

（2）手洗、消毒の徹底

こまめな手洗や消毒の徹底を促す。

（3）観覧者間の密集回避

（4）飲食の制限

飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）を徹底する

（5）曳山巡行参加者等の感染対策

有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は参加を控えるなど日常からの健康管理を徹底する

2 曳山巡行参加者の具体的な感染対策

(1) 曳山巡行参加者の管理

- ア 参加者は、必ずワクチン接種又は検査（PCR 検査、抗原定性検査）を行うこと。
- イ 曳山巡行に参加する場合は、自身の自己責任、自己管理を元に参加すること。
- ウ 11 歳以下の児童は、体調が良好で保護者の誓約書が有り、検査（PCR 検査、抗原定性検査）で陰性結果提出（参加 72 時間以内）が可能であること。
(誓約書は、参加者全員提出。各町で取りまとめる)
- エ 参加者全員不織布のマスクを着用する。気温が高く息苦しい状況の人は、取締等に報告をし、曳山巡行から外れること。適宜に給水を取り、熱中症予防にも努める。掛け声は抑え気味で行うこと。
- オ 巡行前に全員、消毒用アルコール等による手指の消毒を行うこと。
(各町消毒用アルコール等を曳山台車に積んでおき、トイレ使用後や巡行休憩時にこまめに消毒する)
- カ 曳山巡行終了後は速やかに自宅に直帰し、街中や神社周辺など、人が密になるおそれがある場所には、極力立ち寄らないこと。
- キ 過度な飲酒は控え、各自節度を持った行動をとること。
- ク 各家庭での接待については、飲食時における感染防止対策（飲食店に求められている感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底を行うこと。
- ケ 当日の検温や消毒に掛かる時間を想定して、時間配分、事前計画を各町十分に考慮すること。

(2) 曳山巡行参加者の健康管理

- ア 参加予定者は2週間前から体調管理をし、発熱や体調不良であれば参加を見送ること。また同居家族や、身近な人に体調不良者がある場合も同様とする。
- イ 各町で当日全員の体温測定を行い、参加者名簿に記録する。その際、37.5度以上の方は参加をさせない。名簿は3週間保存し、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から、名簿等の保管および保管後の廃棄には十分な対策を講ずることとする。
(非接触タイプの体温計と、37.5度前後の人の再検温用として、接触タイプの体温計も各町準備をする)
- ウ 原則、唐津くんちの2週間前から終了2週間後まで、各自健康観察行動記録を記録する。
- エ 上記を遵守された曳山巡行参加者が、万が一新型コロナウイルスに感染された場合は、直ちに唐津曳山取締会に報告を行い、唐津保健福祉事務所、唐津東松浦医師会と協力して対応に当たることとする。

3 観覧者の具体的な感染対策

新型コロナウイルス感染予防対策を十分行つての「唐津くんちの曳山行事」を催行するにあたり、市民や観光客相互協力のもと感染リスクを抑える取り組みをお願いしております。

以下の項目に適した行動を何卒よろしくお願い申し上げます。

- ア 現地で観覧する場合は、国や県の指針、令和4年度「唐津くんち曳山行事」新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 1 基本的な感染対策」に基づいた対策を徹底し、感染のリスクを理解した上で、自身の自己責任、自己管理をもとに観覧をお願いする。

イ 観覧密集、混雑が予想される場所などには、張り紙や告知看板を設置し、必要に応じて規制線テープを張るなど対策をとることとする。

4 感染拡大時の対応について

(1) 緊急事態宣言の発令、国の通知や各都道府県の要請が発令された場合

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令された場合は、適宜発表される新型コロナウイルス感染症に関する国の通知や各都道府県の要請等を遵守することとする。

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が実施される場合は、適宜発表される新型コロナウイルス感染症に関する国の通知や各都道府県の要請等を遵守することとする。

※なお、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発令されていない場合においても、国の通知や各都道府県の要請に従って判断することとする。

(2) まん延防止等重点措置または準ずる措置が適用された場合

ア 通常時の感染対策を行った上で、開催地が重点措置区域である場合は、国や唐津市のガイドラインに従い開催の判断をすることとする。

5 その他

本ガイドラインは、唐津曳山取締会が定めた基本的な取り扱いであり、これをふまえて、各町においても感染拡大予防対策を実施する。